

令和3年

5月号

# 濱田会計事務所通信

令和3年5月6日発行 Vol.45

3回目の緊急事態宣言が発令されました。  
とりあえず今回は5月11日までとなっています。  
これに伴い新たな支援金制度も発表されています。  
今後さらに新たな制度が創設されたり、地方公共団体が独自の支援策  
を発表する可能性もありますので、対象となりそうな方はご注意ください。  
い。



## 中小法人・個人事業者のための月次支援金

### 概要

2021年の4月以降に実施された緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等に対して月次支援金が給付されます。

### 給付対象者

- ① 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること
- ② 2021年の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少していること

### 給付額

2019年又は2020年の基準月の売上 - 2021年の対象月の売上

※ 中小法人 上限20万円/月 個人事業者等 上限10万円/月

### 対象月

緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち、同措置の影響を受けて2019年又は2020年の同月比で、売上が50%以上減少した2021年の月

### 基準月

2019年又は2020年における対象月と同じ月

### 申請手続きについて

はじめて月次支援金を申請する前に、登録確認機関において事前確認を受ける必要があります。

その上で2021年の4月以降、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち、同措置の影響を受けて売上が前年又は前々年比で50%以上減少した月を対象月として選択し、基本情報を入力の上、必要書類を添付して申請します。

なお、同措置が複数月に及ぶ場合や新たに同措置が実施されて対象月が増えた場合等は、それぞれの月において売上が50%以上減少し、必要な要件を満たせば申請を行うことができます。

各対象月の申請期間については詳細が決まり次第公表されます。

2019年や2020年に開業した場合や法人成りをした場合などについては特例が措置される予定です。（詳細は5月中旬に公表予定）

詳細は経済産業省ホームページをご確認ください。

[https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji\\_shien/index.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html)



## 兵庫県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金[緊急事態措置分]

## 対象者

県の要請に応じて休業又は時短営業に協力した店舗を運営する事業者

## 支給要件

定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して、休業又は時短営業に協力した店舗単位に支給。

※業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示することが必要です。「感染防止対策宣言ポスター」はHPからダウンロード出来ます。

※協力開始日から時短要請終了日まで継続して要請に応じることが必要です。

※定休日や不定休による店休日は時短営業日数から除きます。

但し、コロナ禍で本来営業する日を休業とした場合は対象です。

## 対象期間

令和3年4月25日(日)～5月11日(火)

## 対象区域

県内全域

## 対象施設

飲食店等(バー、スナック含む)、カラオケ店、結婚式場

\* 飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗等に限る

## 要請内容

①酒類又はカラオケを提供する場合 休業すること

②酒類及びカラオケを提供しない場合 通常、午後8時以降も営業している店舗が、営業時間を午前5時から午後8時までに短縮すること(休業を含む)

## 支給額

事業規模に応じて1日当たり4～20万円/店舗×休業・時短営業日数

## 申請時期・申請方法

申請受付開始日、申請手続き等の詳細は決定次第公表されます。

詳細は兵庫県ホームページをご確認下さい。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/jitankyouryokukin3.html>



## 事務所からのお知らせ

発行した事務所通信は順次ホームページにも掲載予定です。

また、メールマガジンとして同内容を配信しておりますので、配信をご希望の方はご連絡下さい。



事務所へお車でお越しの方は、駐車場は一部契約のため、斜線部分に駐車をお願い致します。



濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎2丁目4-13

TEL: 079-229-9041

Fax: 079-229-9049

E-Mail: info@hamadakaikai.jp

URL: http://hamadakaikai.jp

会社のこと、事業のこと、  
相続のこと・・・  
一緒に考えましょう!

